

7. 健保・年金

7-1. パートタイマーも健康保険に入れる

Q：どうなる？こんなトラブル！

1日7.5時間、週4日のパートで働いています。店長に、健康保険に加入できるかを尋ねたら、『うちの会社では、正社員だけだ！』と言われました。

A：これがルール！

次の要件を満たせば、原則として、勤め先企業や労働者の意思にかかわらず、健康保険に入ることになります。

- ① 1週間の所定労働時間が、正社員の4分の3以上であること。
- ② 1か月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であること。

健康保健の給付には、傷病手当金や出産手当金など、国民健康保険にはない給付制度もあります。

■いざというときの備え

すべての人が安心して医療サービスを受けられるように、日本国内に住む人は、必ず公的な医療保険に入ることになっています。

病院などで診察や治療を受けると、実際にはかなりの費用がかかります。

しかし、窓口で保険証を提示すると、本来払うべき費用の3割で済みます。残りの7割は病院などが保険機関に請求します。

また、健康保険の給付に「傷病手当金」と「出産手当金」の支給があります。

傷病手当金は、病気やけがのため仕事を休んで、その結果賃金が得られなかったときに、4日目から最大1年半の間、給料のおよそ3分の2が支給される制度です（なお、仕事上の病気やけが、通勤途中のけがは、労災保険で扱うことになっています）。

出産手当金は、出産のために仕事を休んだ場合に、予定日の6週間前から出産日の8週間後まで、給料のおよそ3分の2が支給される制度です。

これらの制度は、同じ公的医療保険でも、主に自営業者が加入する「国民健康保険」にはないので、健康保険の特徴のひとつとっていいでしょう。

■健康保険の被保険者

国民健康保険は、主に自営業者が加入するのに対し、健康保険は、民間企業に勤める人が加入する保険です。

健康保険は、雇われて働く人で、1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であれば、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの雇用形態にかかわらず、加入することになります。

ただし4分の3未満の場合でも、101人以上（令和6年10月からは51人以上）の被保険者がいる企業や一定の手続きをした企業では、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、月収8万8000円（年間106万円）以上となったときに加入することになります。

この要件を満たした者については、労働者の意思に関係なく、勤め先の企業が加入手続きをとる義務があります。労働者が入りたくないからといって、入らないということも認められません。

ただし、従業員5人未満の個人事業所で働く場合や、契約期間が2か月以下で更新しなかった場合など、一定の場合に加入できないこともあります。

■上記の要件を満たさない場合

この場合、年収が130万円以上であれば、原則として国民健康保険の被保険者になります。

年収が130万円未満の場合は、家族が健康保険に加入していれば、原則として健康保険の被扶養者となります。家族が健康保険に加入していなければ、国民健康保険の被保険者になります。